



告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定に基づき、東京都島嶼町村一部事務組合管理者職務代理を次のとおり定める。

令和5年4月26日

東京都島嶼町村一部事務組合
管理者 三辻利弘



1 職務代理者の名称

東京都島嶼町村一部事務組合管理者職務代理者
副管理者 前田 弘

2 職務代理の期間

令和5年4月30日から東京都島嶼町村一部事務組合同規約（昭和26年9月26日総地収第278号許可）第10条第1項の規定により管理者が選任される日まで

3 職務代理者の印影



東京都島嶼町村一部事務組合管理者職務代理者印